

第1回村田町四公共事業包括的民間委託マーケットサウンディングにおいて下記質問がありましたので回答とします。

尚 検討事項になった案件については、今後の市場調査や仕様書作成時に反映いたしますので、ご了承願います。

この度は参加頂きありがとうございました。

村田町上下水道課 H31, 3, 28

No.	書類名	ページ	番号	質問内容	回答
1	全般			本包括的民間委託を受任するにあたり、各事業または全体について資格要件があるか。	各事業の業務については、関連法規等において定められた技術者等を配置する必要がある。 全体としての要件については、先行事例を参考に、条件を設定する予定。
2				本事業は水道法第三者委託の適用と考えてよいか。	水道法第三者委託には該当しない。 受託者の責任等については、従来型委託の範囲内となる。
3	村田町 四公共事業 包括的民間 委託仕様書 (案)	P.2	第6条第3項	開設する(仮称)お客様センターは庁舎内に開設すると考えてよいか。また、庁舎外の敷地の場合は建築面積等の制限はあるか。	村田町西庁舎1階の「放射線測定室」の利用していただく案を検討中。
4		P.3	第8条第2項	週1日の夜間対応については、日にち・曜日の指定があるか。	協議により決定するものとする。
5		P.3	第9条第3項	「総括責任者を選任すること」とあるが、総括責任者は、村田町の常駐は必須ではないと考えてよいか。	常駐は条件とはしない。
6		P.7	第17条第3項	上水道事業には「漏水調査、修繕業務」とあるが、公共下水道事業・農業集落排水事業については、業務に含まれないという理解でよいか。	下水・農集排については、第41条および第50条による緊急時対応となる。
7		P.7,12,15,18	第18,29,37,46条各第2項(3)	「巡回点検報告書を提出すること」とあるが、巡回点検報告書また点検等に係る日報・月報等については現在使用している書式を開示いただけるのか。	書式については開示するが、報告書式については、協議提案願う。
8				乙の提案・負担により他のシステムを使用することができるようになってきているが、対応する特記仕様書は現在の業者へ発注となっている。 システムの変更については、協議できるという解釈でよいか。	現行システムの同等以上の機能およびデータ精度を有するものであれば、協議の上、システムを変更できるものとする。 特記仕様書等を変更する。
9		P.9,16,21	第22,40,59条	「更新した設備について台帳の更新を行うこと」とあるが、現在の委託業者へ図面補正、保守を依頼することでよいか。	依頼することについては問題ない。 特記仕様書にある特定の業者に依頼する旨の記載は削除する。

第1回村田町四公共事業包括的民間委託マーケットサウンディングにおいて下記質問がありましたので回答とします。

尚 検討事項になった案件については、今後の市場調査や仕様書作成時に反映いたしますので、ご了承願います。

この度は参加頂きありがとうございました。

村田町上下水道課 H31, 3, 28

No.	書類名	ページ	番号	質問内容	回答
10				上水道、下水道、農集排の各台帳システムについて受託者へ貸与いただけるという解釈でよいか。	料金システム台帳関係及び上下水道施設管理システム等については貸与する。
11				システムの利用については、ライセンス等について協議できるという解釈でよいか。	システムの使用権について新規契約が必要となる。協議により決定するものとする。
12	特記仕様書 上-1	P.2		現状の遠方監視システムの契約は町となっているが、通信費含めて受託者が支払うことになっている。また上-2他の施設点検業務特記仕様書においては、点検の現地記録をタブレットで行うものがある。 受託者へタブレットを含めIDを貸与いただけるという解釈について、 ① 契約社が貴町であり、貸与については規約上の問題はないか。 ② タブレット・利用料・通信費を含めた契約となるか。 ③ 受託者へは何台（ライセンス）の貸与となるか。	監視システムのライセンスは町にあり、情報配料は町が支払う。 受託者は監視システムの閲覧権限を与える。但しタブレット1台、スマートフォン2台（アンドロイド）を用意願います、新たにパスワードとIDを作成し、町に提出した上でアプリをダウンロード後に閲覧可能となる。また、この端末機器の通信料は乙が負担するものとする。 仕様書第18条の3を変更する。
13		P.4	上水道施設毎週1回点検特記仕様書 第5項	上水道施設毎週1回点検について、作業曜日が毎週木曜日に行うこととあるが、木曜日が設定されている理由は。 また、他の曜日への変更は可能か。	協議により、曜日の変更可能 週1点検の主なる業務は二次滅菌の薬剤注入になるため、同一周期（7日間）が原則とお考え願う。
14	特記仕様書 上-2	P.5,6	上水道施設年2回点検特記仕様書	点検箇所についてP6別紙「施設点検業務箇所一覧」と仕様書（案）別表2「村田町四公共事業における点検保守対象設備」について相違がある。（例：別表2では西原高区配水池・小池配水池は年2回の詳細点検には含まれていない。） 詳細点検と年2回点検は同一のものとしてとらえてよいか。	全32施設を年2回詳細点検する。 別表2の項目について修正する。
15	特記仕様書 上-3	P.45	上水道施設環境保全業務特記仕様書	本業務について、現在の実施体制はどのような形態か。	シルバー人材センターへの委託にて実施している。
16	特記仕様書 上-6	P.65	別紙1 毎日検査測定箇所	毎日検査測定箇所に伴う個人との委託契約については、村田町に仲介頂くことは可能か。	水質検査計画による採水地点の関係から仲介することを想定している。
17	その他の意見			契約期間は3年ではなく5年が望ましい。	今回は3年間で変更なし。